

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに発令された地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 停 職

① 営利企業等の従事

被処分者	主事 56歳
事案の内容	被処分者は、平成25年8月30日から平成26年4月15日までの間、営利企業の業務に従事し、約135万円の報酬を得ていた。
処分の内容	停職 1月間
発令年月日	平成26年7月31日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2 減 給

① 公務外における交通事故

被処分者	主事 49歳
事案の内容	被処分者は、平成25年6月8日 20時36分頃、自家用車で走行中、横断歩道のない車道を横断してきた歩行者と接触する事故を起こし、歩行者に重症頭部外傷等の傷害を負わせ、同月10日、同人を死亡させた。この事故により、50万円の罰金刑を受けた。
処分の内容	減給10分の1 2月
発令年月日	平成26年5月30日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

② 欠勤事故

被処分者	主事 23歳
事案の内容	被処分者は、平成25年11月21日・22日・25日・26日・27日、12月20日（1時間）・24日・25日・26日・27日の合計9日1時間、私事欠勤を重ねた。
処分の内容	減給10分の1 1月
発令年月日	平成26年5月30日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

③ 不適正な会計処理

被処分者	主事 51歳
事案の内容	被処分者は、平成25年10月分からの委託料の支払い及び平成25年12月分からの使用料の支払いについて、事務を放置し会計処理を怠った。
処分の内容	減給10分の1 1月
発令年月日	平成26年5月30日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

④ 事務の未処理

被処分者	主事 39歳
事案の内容	被処分者は、平成23年度及び平成24年度に処理すべき担当業務の一部書類を自席の机の中に積み重ねたまま、失念及び放置し事務を怠った。このことにより、過年度処理を要する業務を発生させた。
処分の内容	減給10分の1 1月
発令年月日	平成26年7月31日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

3 戒告

① 個人情報の紛失事故

被処分者	主事 28歳
事案の内容	被処分者が、事業の際に回収した個人情報を含む書類の一部が所在不明となった。また、上司への報告が事故発覚の2日後と遅れるなど、事故発生後の対応が不適切であった。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成26年9月4日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

② 公務中における交通事故

被処分者	主事 54歳
事案の内容	被処分者は、平成26年9月29日(月)13時42分頃、板橋区大谷口北町3番8号前路上において、清掃車両で一方通行路から後退して待機場所へ向かおうとしたところ、後方右側にいた被害者の自転車前輪と清掃車両の緊急停止バーが接触する事故を起こした。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成27年3月27日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

③ 公用車の不適正な利用

被処分者	主事 50歳
事案の内容	被処分者は、過去に公用車を不適正に使用したことにより、懲戒処分を受けたにもかかわらず、平成26年10月に開催された部活動の大会に参加するため、会場までの往路、復路ともに公用車に同乗した。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成27年3月27日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号